



ご寺院様向け

顧問弁護士 サービスのご案内

このようなことで、お困りではありませんか？

- ◆ 墓地、納骨堂に関する問題
- ◆ 代表役員、後継者の問題
- ◆ 不動産管理の問題
- ◆ 寺院規則・墓地使用規則等の問題

弁護士の榎原顕太郎と申します。平成15年の弁護士登録後、複数のご寺院様から顧問契約のご依頼をいただき、一般の弁護士業務ではなかなか経験できない、宗教法人特有の法律問題に数多く取り組んでまいりました。このたび、当事務所では、これまで培った寺院法務の知識、経験を生かし、ご寺院様のみを対象とした、新たな顧問弁護士サービスを開始いたしました。ぜひ地元のご寺院様のお力になれればと存じます。本サービスは、無料出張相談を含む、大変お得な内容となっています。この機会にぜひご検討ください。



弁護士 榎原 顕太郎

ご寺院様向け 顧問弁護士サービスプラン

サービス内容 ※下記月額料金に含まれるサービスです。

法律相談（面談、電話、メール、オンライン等）

貴院の役員、従業員様だけでなく、壇信徒様や近隣住民の方々へのご相談にも対応します（相談時間の制限はございません）。なお、面談による法律相談は、当事務所へのご来所の他、貴院への出張もいたします。

契約書、規則等のチェック

トラブル防止のため、各種契約書や規則等について、法的観点からチェックいたします。

講演会、相談会、セミナーの実施など

ご要望に応じて各種相談会の実施をいたします。

料金

33,000円(税込)／月 ※原則1年単位の契約です。

コンサルティング相談

知多地域で唯一、中小企業診断士の国家資格をもつ弁護士です。貴院のご発展のため、経営面の問題や壇信徒様との関係強化の方策などを一緒に考えます。



弁護士費用の割引サービス

訴訟等の事件対応が必要となり、弁護士費用が発生する場合、当事務所の弁護士報酬規定から割引をいたします（20%以上）

詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

榎原顕太郎法律事務所

弁護士 榎原顕太郎

(愛知県弁護士会所属)

〒475-0922 愛知県半田市昭和町一丁目35番地 半田名鉄南館ビル3階

TEL.0569-84-1784

Eメール sakakibara@sakaki-law.jp
ホームページ https://sakakilaw.com

ホームページは
こちらから▶

